

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人加藤宗三の上告趣意のうち、憲法一三条違反をいう点は、原判決が所論指摘の古い前科を被告人の法輕視の態度の認定資料としてとくに重視したものでないことは、原判文上明らかであるから、所論は前提を欠き、その余は量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五三年六月五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 栗 本 一 夫

裁判官 大 塚 喜 一 郎

裁判官 吉 田 豊

裁判官 本 林 譲